

平成27年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年9月10日（木曜日）

○議事日程（第4号）

平成27年9月10日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 真井紀夫 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
8番 南靖久 議員	9番 榎本隆吉 議員
10番 高村泰徳 議員	11番 奥田尚佳 議員
12番 三鬼孝之 議員	13番 村田幸隆 議員

○欠席議員（1名）

7番 三鬼和昭 議員

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君

環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 專 作 君
教育委員長	上 岡 雄 児 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

[開議 午前 9時59分]

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、一昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、5番、小川公明議員。

[5番（小川公明議員）登壇]

5番（小川公明議員） 皆さん、おはようございます。きょうたくさんの傍聴者がおられまして、もう入った途端に緊張しておりますが。それでは、質問に入る前に少しお話しさせていただきます。

あの東日本大震災のとき、「がんばろう！石巻」の看板の下に1粒のヒマワリの種が流れ着きました。塩害にも負けず大輪の花を咲かせ、石巻のシンボルとなったど根性ヒマワリです。そのど根性ヒマワリの第5世が尾鷲小学校を初め市内各地で大輪の花を咲かせました。あの震災を風化させないためにも、防災力を向上させるためという意味において、ど根性ヒマワリの6世、7世、8世とこの尾鷲で咲かせていきたい、そういうふうに願っております。そして、ちなみに私の家にもあのど根性ヒマワリの種を植えましたが、芽が出て3日目にシカに食べられてなくなってしまいました。これがど根性ヒマワリです。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、空き家対策について。

空き家対策については、以前も質問させていただきました。本年5月26日に空き家対策に関する特別措置法が施行されたこともあり、再度質問させていただきます。

市内を歩いておられますと、建物は傾き、土壁は崩れ落ち、雑草が生い茂り、荒廃した状態で放置されている家屋を見かけることがあります。ごみなどが放置さ

れ、その状況を見てさらにごみが捨てられていく悪循環に、また、犯罪の温床にもなりかねません。空き家対策特別法は、防災、防犯、景観などの観点から空き家管理に市町村が取り組む具体策を定めた法律でございます。人口減少と少子高齢化の急速な進行で今や全国で820万戸もあると言われております。

尾鷲市においては、センター管内周辺部だけで空き家が約900戸となっておりますが、実際にこの数字が正しいのかどうか疑問に思うところもありますが、今後、市街地も含めたしっかりとした把握が必要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

尾鷲市全体の空き家の実態をどのように調査し、把握されていくのかお伺いいたします。また、空き家と認識された物件について対応はどのようにされるのか、あわせてお答えください。

今回の空き家対策特別措置法は、特定空き家の要件が具体的に挙げられました。1、著しく保安上危険となるおそれのある状態、2、衛生上有害となるおそれのある状態、3、著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4要件であります。

そして、外観や人の出入りなどの使用状況から、年間を通じて使用されていないといった状況判定を踏まえて行政が空き家と認定したものが特定空き家と呼ばれます。また、その所有者の特定については、不動産登記や住民票、戸籍謄本などに加え、固定資産課税台帳を利用することも可能となりました。使われていない家屋がそのまま放置される大きな要因である住宅用地としての固定資産税評価額が最大で6分の1となる特例措置の改正もありました。行政から必要な改善措置をとることを勧告された後に状況が変わらない場合、更地と同じ固定資産税を納めなければならなくなります。

このように、地方自治体は国で定めた空き家などに関する施策の基本方針に沿って空き家対策計画を定め、その作成など及び実施に関する協議会を設置することが求められます。また、それに伴う立入調査権も認められており、調査の権限も強化されました。法により空き家に対する実態調査及び対応策が明らかになり、それに沿って検討していくといったことも法律でうたわれており、行政として放置されている特定空き家について何らかの行動を起こしていくことが求められることとなりました。

特定空き家については、所有者の権利も大事ですが、やはりその近隣に住まわれている方々のことも考慮しなければなりません。隣に特定空き家があることで、

例えば家屋の倒壊、虫や鳥による被害、不審者による放火などの心配をなるべく払拭することが大切だと考えます。

現在、約400の自治体で空き家などの適正管理に関する条例が制定されています。

今後、空き家はさらに増加すると見込まれており、深刻さを増していくと考えられます。市長も市政報告において空き家対策を喫緊の課題として挙げられました。市の責務と認識することから関係各課の連携、相談体制の整備などの充実を図るため、8月20日に市内において検討委員会を設置したとのことでした。

そこで、お伺いいたします。

私も空き家対策の専門部署を設けて対応していくべきと考えますが、どのような体制で臨まれるのか御見解を具体的にお答えください。また、空き家に関する条例を制定して対応されてはどうかと考えますが、あわせてお答えください。

空き家の問題は定住化促進策とも密接にかかわってくると考えます。市内における新築戸数は平成25年度に48軒、26年度に40軒と微増となっておりますが、残念ながら尾鷲市では人口の社会減、自然減がとまらない消滅可能性地域であります。新築戸数がふえても人口流出がとまらなければ空き家の戸数はふえていく一方です。また、数多くの一戸建ての売り物件が見られるようになり、周辺部においても高度成長期に車両が入れない斜面に建てられた利便性の低い住居が多く、住民の高齢化率も上がっており、駅や病院が近い平地へ生活の場所を移す方も少なからずおられます。周囲に商業施設がないため、生活利便性が低いために空き家物件の売買が成立した例はほとんどなく、そして残された空き家は特定空き家として認定されるといった悪循環となることを懸念いたします。

そこで、お伺いいたします。

本市においても空き家バンク制度を活用し、地域への人の流れをつくる施策を進めておりますが、今後、数多くある定住・移住先でも特に本市を選んでいただけるような施策を進めていくと市政報告で市長は言われましたが、私も何らかの有効な利活用を講ずべきと考えますが、本市を選んでいただける施策とはどのような施策なのか、具体的にお答えください。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

今、出産、子育てには第2子の壁と言われる経済的な負担など、子育て支援策の不足がボトルネックとなり、子供を産み育てたい人の4割がなかなか希望どおりに産めないという現状があります。その阻害要因を取り除き、安心して産み育

てやすい環境にしていかなければなりません。

市長は、子育て支援策については重点的に取り組んでこられ、メニューは確かに拡大しておりますが、投じられる予算は少なく思えてなりません。人口減少問題において、子育て支援は待ったなしの問題です。できるだけ早急に対策を打つことが重要であり、また、よりよき未来を築くために雇用の創出や産業の育成にも力を注がなければなりません。若者が結婚をし、子供を産み育てやすい環境づくりに全ての政策を集中することが重要ではないでしょうか。

財政上厳しい環境の中で思い切った対策を実現するには、あらゆる政策の中で子育て支援策を最優先課題に位置づける必要があります。でなければ、尾鷲市は自治体として本当に消滅してしまうのではないかと危惧いたします。

そこで、お尋ねいたします。

尾鷲市ならではの支援策として、少子化対策や定住促進及び人口増施策の観点から、第3子以降の出産祝い金の支給や、幼稚園、保育園の無料化など思い切った施策を求めますが、いかがでしょうか。

次に、生活困窮者自立支援法についてお伺いいたします。

生活に行き詰まり、経済的に困窮している人たちに早い段階で手を差し伸べ、生活保護に至る前の段階から自立を支援していこうと、本年4月より生活困窮者自立支援制度が始まりました。さまざまな事情から生活に困窮している人がおられます。有効な支援を受けなければ、いずれ生活保護制度を利用せざるを得なくなるおそれがあり、早目の対策が欠かせません。ひとり暮らしがふえ、地域とのかかわりも薄れ、いざというとき頼れる人がいない人がふえており、病気や失業、親の介護、離婚などをきっかけに、いきなり生活に困窮する人がふえております。困窮者が孤立し、みずから助けを求められないこともあるかと思われま。

そこで、お伺いいたします。

対象者の把握をどのようにしているのか。また、現在までの取り組みの成果についてあわせてお答えください。

生活困窮者自立支援法は生活困窮状態にある人を1人でも多く救済し、自立を支援していくことに加え、増大を続ける生活保護費の圧縮を図っていくための支援制度です。生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されております。このような状態に陥っている困窮者は、窓口をつくれれば相談に訪れるというものでもなく、経済面だけではなく社会的に孤立している人などは相談に来られないといったケースも珍

しくないとの分析もあります。したがって、窓口をつくって対応するだけでなく、民生委員さんを初め自治会、地域住民との連携なども視野に入れた取り組みも検討しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

市長の見解を求め、壇上よりの質問とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 今、小川議員からど根性ヒマワリの例を出されて、東日本大震災を風化させることのないようにというお話がございました。我々もしっかりと、いつ来てもおかしくないと言われております南海トラフ巨大地震等に備えていきたいと思っております。そのためにも、ヒマワリの5世、6世と植えることを支援していきたいと思っております。

それでは、答弁に移らせていただきます。

初めに、空き家の実態把握及びその対応についてであります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法により、市町村は空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して空き家等対策計画を定めることができるとされております。この計画は、空き家の実態調査を踏まえ、対策に関する基本方針や対策の実施に関し、必要な事項等を記載することになっております。

尾鷲市地域住宅計画や空き家バンク創設時における実態調査等で取得した結果等も踏まえ、今後、国や県の支援制度の動向も見ながら空き家等対策計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

次に、特定空き家対策への体制についてであります。

近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に施行されました。

本市におきましても、このような住宅等に関する情報が寄せられており、また、今後増加することも考えられることから、この法律に基づき、特定空き家等に該当すると思われる空き家への具体的な対応施策及び庁内での情報共有並びに具体的解決策の円滑かつ適切な遂行を目的に、副市長を長とする関係各課長で構成し、市民サービス課を事務局とする尾鷲市空き家等対策庁内検討委員会を設置したと

ころであります。

この検討委員会では、各市町村が保有する空き家等の所有者等の住民情報及び戸籍謄本や固定資産課税台帳に記載された情報のうち、空き家等の所有者等に関する情報並びに法務局が保有する当該空き家等の不動産登記簿情報をもとにデータベース化する情報に基づき、空き家への対応策の協議を行うとともに、立入検査等による確認を要する空き家については、建設課等関係各課が連携して現地調査等詳細を整理し、具体的な対応策を決定していくこととしております。

特定空き家の判定につきましては、居住、その他の使用がなされていないことが常態である空き家に対しまして、国から示されております特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針の4項目、1、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、2、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態に該当するか否かの参考事例をもとに個別に応じて適切に判断していく必要があると思っております。

続きまして、条例制定についてであります。

一部市町村では本法律施行の前に空き家等対策条例が策定されておりますが、この本法律において代執行まで明記されておりますので、本市におきましては、今のところ条例の制定までは考えておりません。しかし、適切な施策を実施するに当たり条例が必要となる場合は、他市町村の対応状況や国、県の助言、または指導を受けながら検討してまいりたいと考えております。

国におきましては、市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために施策の実施に要する費用に対する補助及び地方交付税制度の拡充並びに税制上の措置等が検討されている中、8月21日、国土交通省におきまして新年度の税制改正要望で空き家を撤去したり、みずからの居住や賃貸用にリフォームしたりした場合に減税する制度の創設を盛り込む方針が固められました。

本市といたしましても、このような支援制度の動向を注視しながら、これらについての条例制定につきましても検討をしてまいりたいと思っております。

次に、定住・移住に係る具体的な施策についてであります。

一言に定住・移住と申しましても、安心して住み続けることができる社会福祉や医療、次代を担うおわせ人づくりのための教育の充実、生活の基盤を支える地域雇用や住宅施策の展開など行政が担うべき範囲は非常に広範囲となります。ま

た、国が示す地方創生の総合戦略の基本目標にも地方への新しい人の流れをつくるという目標が掲げられ、首都圏への流入人口の減少と地方への転出人口の増加を推進する施策が進められます。これらの国の動きと同調する形で、大都市圏では適正なワーク・ライフ・バランスや地域資源を活用した新たなビジネスチャンスを求めたり、大都市圏での生活や教育、仕事などに疑問を抱き、地方での生活を求める方がふえております。

このように地方を目指した一定の流れが生まれている今、日本全国の至るところで定住・移住促進事業が進められており、本市では効率的で効果的に定住・移住を進めていくために、どこの誰をターゲットにするか、地域資源を生かした特徴のある事業を展開できるかなどを考える必要があります。本市の定住・移住施策はそれらの基本的な考え方のつくり込みなどを担当課において協議、調整を行っており、事業推進の柱を定住と移住、そして情報発信の三つに分野分けし、既存事業である空き家バンクだけでなく、本市の特色を生かした新規事業の構築も含めて協議させております。

まず、定住についてであります。昨年度から事業を実施しております地域学を学んでいただき、本市で生活するという気づきを促す尾鷲高校まちいくでは、事業実施後の生徒に対してのアンケートでも十分にその効果を発揮した結果となり、同じく尾鷲高校3年生のインターンシップでは、地域の受け入れ事業所の一つに尾鷲市役所をエントリーするなど、生まれ育った本市への定住支援を行っております。

市域外からの移住に関しましては、昨年度から実施しております空き家バンクでは空き家の登録が35件あり、そのうち12件が賃貸もしくは売買され、一部市内への定住も含めて、合計で26人の定住移入につながっており、大きな成果があらわれております。

このように住む場所は空き家バンクで対応することができますが、本格的な定住・移住前の体験住宅が必要であったり、地域での生活で重要な要素となる働く場所に関しては、ただ単にハローワークなどの情報を提供するだけでなく、市内事業所での就労や新たな雇用の掘り起こしと空き家活用を組み合わせ、大都市にはない本市の生活スタイルの提案を行いたいと考えております。

また、もう一つの目線といたしまして、首都圏だけではなく名古屋や大阪など本市に地理的、時間的にも比較的近い都市住民の2地域居住や、高速道路を活用して本市で生活し、他地域で仕事を行うなどの生活圏域の拡大も定住促進として

は可能性があるのではないかと考えております。

次に、情報発信につきましては、首都圏の移住の窓口となっているふるさと回帰支援センターの三重県移住相談センターと連携し、本市を目指していただけるような情報の提供を行いながら、本市のホームページだけでなく、県の移住ポータルサイトである「ええとこやんか三重」を活用した連携強化を図るとともに、各地で行われる移住フェアに積極的に参加してまいります。また、現在、空き家バンクのホームページを利用者目線で暮らしが見えるページにするために、先進地や民間事業者のホームページを調査研究し、現在1件であります。改良したものをアップロードしております。

今後は、順次全てのページに改良を行い、利用しやすく暮らしの見えるつくり込みを行ってまいります。また、これまでに1,000件を超えるいいねをいただいておりますフェイスブックの尾鷲応援団のページでは、本市の今を出身者だけでなく縁のある方全員にお伝えし、外から本市を応援する尾鷲応援団となっていただくとともに、これらの地域情報によって、行ってみたい、住んでみたいと思っただけのような記事づくりを意識して投稿を行っております。

一方で、インターネットをお使いにならない方に対しましても、移住定住の専門誌である『田舎暮らしの本』に空き家や定住に関する記事提供を行っており、先日も本市の記事が掲載されたことから多くのお問い合わせもいただき、定住・移住効果があると感じているところであります。

なお、本年6月からは東京から木島恵子さんが地域おこし協力隊として定住・移住に係る事業に従事しており、本人自体も移住者であることから移住者目線、都会目線、女性目線でよりきめ細かな定住・移住の提案と事業実施を行っていただいております。

このように、本市の定住・移住に係る施策は、地理的条件や地域資源を活用することで他地区との事業差別化を図ることができ、情報発信を強化することによって本市を目指した定住・移住の拡大が可能であると考えております。しかしながら、これらの事業を行うためには行政側の体制はもとより、地域の受け皿づくりも必要であると考えております。そのため、単一年度に全ての事業を実施するのではなく、事業の優先順位をつけ、選択を行い実施してまいります。まずは今年度にてできることを着実に実行し、今後進めていく地方創生の一つの柱に定住・移住を位置づけてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてであります。

本市では、人口減少の課題に取り組み、地域の自立的な活性化を目指すための5カ年計画である尾鷲市版総合戦略の策定におきまして、その基本目標の一つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるを掲げ、地方創生の最大のテーマである人口減少問題の克服に向け、子育て支援に取り組むこととしております。

また、本市では、昨年度から市民との協議の場づくりとして尾鷲子育てまちづくり座談会を実施するとともに、地域での見守りや自然などの強みを生かした子育てしたいまちづくりと、弱みを補い、子育て環境を整える子育てしやすいまちづくりを進め、安心して産み育てられるまちとしての定住・移住促進につなげたいと考えております。同時に、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校教育、保育を初め、延長保育などの特別保育事業や放課後児童クラブ、乳児訪問や養育支援など保護者のニーズに合わせたさまざまな子育て支援に取り組んでおります。加えて、地方創生に係る国の交付金利用による子育て支援といたしまして、多くの子育て世帯に御利用いただいたプレミアムつき商品券の購入補助のほか、既に11世帯が対象となった第3子目以降が生まれた世帯に対する2年間にわたる紙おむつ購入助成、小学生全員を対象とした歯科検診とフッ素塗布事業のほか、妊娠を望む夫婦への特定不妊治療費補助事業、任意の予防接種についての全額助成、さらには子ども医療費助成の対象を中学生の入院費までに拡大するなど一層の子育て支援に取り組んでおり、今後もみんなが子供を育み、心豊かに暮らせるまちに向けた施策を進めるとともに、子育てしたいまちづくり、子育てしやすいまちづくりを促進してまいります。

そこで、議員の御提案にあります第3子以降の出産祝い金や幼稚園、保育園の無料化につきましてお答えいたします。

幼稚園、保育園の保育料無償化につきましては、国が目指しております5歳児の保育料無償化について財源の問題から進んでいない状況にあり、現在は第3子以降の保育料無償化の対象を拡大する方向で進めているようであります。

本市の場合、年間保育料は9,000万円を超えることから、財政状況を考慮いたしますと無償化の実行は非常に厳しいと考えております。また、出産祝い金につきましても、他市町で実施していることは承知しており、その効果等につきましても参考とさせていただきますが、さきにも申し上げました本市の子育て支援を着実に進めながら、本市独自の子育て支援を充実させてまいりたいと考えております。

続きまして、生活困窮者自立支援法についてであります。

生活保護受給者は全国で161万世帯、216万人と微増傾向にあり、本市におきましても現在183世帯、216人が受給しております。そのような状況の中、現行の生活保護制度の見直しに加え、生活保護に至る前の生活困窮者に対する第2のセーフティーネットを拡充し、包括的な支援体系を確立するため、本年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、本市におきましてはその業務を社会福祉協議会に委託して実施しております。

本事業は、失業や病気などにより生活が困窮し始めた人に対しまして早期に相談に当たり、その原因を取り除きながら生活再建への継続した支援を行うもので、生活保護に陥らないように自立を支える仕組みであります。その対象者の把握につきましても、一般的に、税や公共料金の滞納状況から生活困窮者に働きかけをする方法がありますが、制度を正しく理解していただき、真の自立につなげる観点から、現在、本人や民生委員などからの相談を中心に行っております。4月の開始から現在まで12人から相談を受け、就職活動の支援や家計相談、生活福祉資金の貸し付けなど、7人について継続した自立支援を行っております。

今後も制度の周知と正しい理解を進め、制度を必要とする人が1人でも多く利用できるよう、民生委員などと連携し、制度の普及、充実に努めてまいりたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 御丁寧な御答弁をありがとうございます。あと29分しかありませんけれども。

市長が先ほど言われましたけれども、空き家対策の相談窓口は市民サービス課、それで、また、条例については必要があれば今後考えていくということで理解してよろしいですか、そのように。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 空き家対策の中でいろんな対策がありますがけれども、基本的に市民サービス課が事務局としてやって、例えば空き家バンク等については今でも市長公室でやっておりますので、特定空き家等については基本的に市民サービス課が中心となってやっていくということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 空き家対策計画はこれから決定をしていくようですので、空き家対策特措法の中身につきましては次回また改めて御質問させていただきたいと思っております。

ところで、よく理解できなかつたのですが、ガイドラインのチェックリストをもとに空き家の実態調査をやるんですか、やらないんですか。よくわからなかつたんですけど。

空き家対策特措法が5月に全面施行されて約3カ月がたちます。多くの自治体におきましても対策が動き出しておりまして、他の自治体では空き家の外観調査や本格的に水道を利用しているか、いないか、また、固定資産税の情報をもとに危険度の高い空き家、また、利活用のできる空き家などをリスト化するために調査が全市を対象に行われている各自治体が多いと思います。

尾鷲市の場合、どういうふうに把握するのか、もう一度お答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 過去に空き家の調査を随分昔なんですがやったことがあります。そういったものも基礎資料として使いながら、それと、空き家バンクをつくる前に周辺の集落については空き家の調査をやっていますので、それをあわせながらやっていくというふうに考えております。ただ、今、その調査についての支援については、まだはっきりしないところがありますので、この辺が調査についてきちんとした支援が出てくるようであれば、その時点でまた詳細な調査についても考えさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 以前の調査でと言われていることですがけれども、実際、実態調査をしないなら、苦情が来るまで待って、それから特定空き家のガイドラインに沿って特定空き家の項目に当てはまれば特定空き家と認定して、指導、助言、命令をやっていく、そういうふうに理解してよろしいんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 特定空き家につきましては、既にもう市民の方からいろんな情報をいただいております、ある程度のデータはできております。それに加えることになるような空き家については、また市民の皆さんからのお知らせとか、そういったものもいただきながらやっていきたいと思っております。緊急的にやっっていかなんような特定空き家については、既にデータとして持っておりますので、このデータをもとに立入調査とか所有権調査とか、そういったものをやらせていただきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 私が言いますのもなんですけれども、私たち、私、公明党で

すけど、チーム公明7人ぐらいで空き家調査、早田町と曾根町、その他を調査したことがございます。そのときの調査の特定空き家の数とか、市の特定空き家の数とか全然合わないなというのが1点あります。

それと、8月20日に検討委員会を設置したと言われましたけど、ガイドラインに沿って空き家対策を策定していくようでございますが、これは何月ぐらいまでに計画が仕上がるのか。早く作成しないとこれから特定空き家について、いろいろな相談や空き家の立ち木ですとか、雑草とかシロアリが発生しているとか、そういう苦情が多く寄せられると思いますが、そのときにはどのように対処されるのでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（濱田一志君） 空き家対策計画の策定につきましては、そうした検討会をする中で動向を見ながら計画をさせていただきたいということで、今、検討段階でございます。

空き家をどのようにされるかということですが、基本的にチェックしたものに關しましても、今、本市につきましては一応、市民サービス課のほうに24件ほどの空き家に対する相談が来ております。そういった中で、それが特定空き家に該当するのか、あるいは、特定空き家に該当しない空き家なのかということにつきまして、検討委員会等で検討させていただきたいと。その中で、それを判断するに当たりましては、当然、判断基準というものが必要になってくると思いますので、そういったものにつきましては私ども事務局のほうで今後、整理をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

また、現地に入る場合のチェックリスト等につきましても、これは当然、災害時なんかでも危険度の判定の中にチェックリストがないと現場調査ができません。

そういった中で、そういったことも踏まえて検討していきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 私、市長に特定空き家に対する思いをお伺いしたいと思うんですけど、指導、助言、勧告、命令、強制撤去とありますけど、勧告までいけば固定資産税の優遇措置がなくなるとか、命令をすれば50万円以下の罰金、また、強制撤去、市長はどこまで行かれるつもりでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今までも二、三件の空き家については、市民の皆さんから苦情をいただいた中で所有者の方と色々な交渉をしまいましたが、しかし、う

まくいかなかった。しかし、今回の特措法によりまして罰則規定までつきました。それで代執行までできるということになりましたので、最終的に所有者の理解が得られなければ、当然、代執行まで行かなければならないと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 市長のすごい決意だなと思いました。

それから、相談の中には、空き家を市に寄附したいとか、そういう申し出もあるかもわかりません。そういう場合はどうされるのか、寄附したいという場合、その家をいただくのか、断るのか、いかがなんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 全ての空き家の方がそういう寄附してというようなことになると、なかなか大変な話でありますけれども、我々としても今、空き家バンクについても整えて定住・移住を進めているところでありますので、個々の具体的な提案をいただく中で判断をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 場所によっていい場所ならいただくというふうに理解してよろしいのかと思いますけれども、公営住宅のかわりとして利活用するのも有効ではないか、そのように思います。公営住宅として、市でまたリフォームし、多子世帯などの方に一定の金額で10年間、20年貸し出して、家賃をいただいてリフォーム代金を回収した後に譲渡するとか、そういった利活用もあっていいのではないかと思うんですが、そのためにはやはり、先ほど言いましたけど、条例が必要になってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただいたように、税制上の優遇等も国土交通省のほうで今、出すというふうなことがはっきりと出ております。もうそういった中では、当然、条例を制定しなければそれに対する対応ができないわけがありますので、今の段階でいえば、特措法だけで対応できますけれども、しかし、いろんな尾鷲市としてのさまざまな施策を進める中で、当然、条例の制定についても必要になってくるということが考えられますので、そのときの動向を踏まえながら対応をさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） それでは、空き家バンクのほうでちょっと質問させていただ

きたいと思います。

市長も先ほど前向きな答弁をしていただきましたけど、空き家バンクの問い合わせがあった場合、物件のあっせんはもちろんのことですが、生活面、仕事面などさまざまな相談に応じることのできる体制をやはり組んでいくべきだと私も思います。今、移住者にとって1番心配なことが仕事でございます。ですが、市内では今、人手不足の企業、事業所がかなりあります。そういう事業所さんに登録していただいて空き家バンクとの仕事の紹介を市長公室でワンストップでやっていくべきじゃないかと前の議会するときにも私は質問をして、市長は、商工会議所と今、話をされていると言われておりましたけれども、先日も商工会議所にお邪魔させていただきまして、この話をしてきたわけなんですけれども、ある企業の社長とお話しさせていただいたとき、仕事がどんどん入ってくるけれども、人手が足りないので大変だということをお伺いしました。こちらから登録を待っているだけじゃなくて、出向いて行って、企業回りをして登録をしていただく、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そうですね。移住をしていただく方にとっては、住宅情報ももちろんでありますけれども、1番大切なのはやっぱり仕事、雇用の場だと思いますので、現在のところ、ハローワーク等の紹介にとまっておりますけど、今、尾鷲の商工会議所さんと話し合いを進めておまして、働く場も含めて尾鷲らしいいろんな提案ができないか、そういったことを今、議論を進めているところであります。住宅以外にも、どのような形で働く雇用の場を紹介できるのか、そういったことをちょっと真剣に考えて今やろうとしておりますし、もう一人、コンシェルジュ、地域おこし協力隊を今年度中に採用させていただいて、さらに空き家バンクの対策に力を入れようと今、考えているところであります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） それと、今、空き家バンクの登録数が少ないように思いますが、いかがなんでしょうか。他の自治体の実績も出ている空き家バンクは、所有者による自発的な登録を待っているだけではなくて、不動産業者や、また、地域の協力員などと連携して積極的に物件情報を収集しているようではございますが、尾鷲市もそうすべきではないでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 当初は30件ぐらいの空き家バンクで移住者の方の相談には乗

れていたんですが、今になってみますと、大変いろんな相談が多くなってきて、特に条件のいい空き家については、何名かが複数で交渉をしているという状況でありますので、何とか市民の皆さんにももっと空き家バンクの制度を理解していただいて、たくさんの方に空き家バンクに登録をしていただくような方法をとっていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それから、空き家対策の最大の目的というのは、これ以上特定空き家をふやさないことだと思いますが、遠くに行かれています方などから空き家の窓をあけたり、通気や草刈りなどをしてほしい、そういう相談もあると思いますが、そういう相談があったときに、シルバー人材センターとか不動産業者、宅建業者とか、そういうのを紹介するという、そういう取り組みはなされているんでしょうか、今。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 空き家の管理に関しましては、もう既にシルバー人材センターが先ほど小川議員が言われました、窓をあけてとか、空気を入れかえてとか、そういったこととか、庭の草刈りをやってくださいといったことで、もう既に受託して実施をされているようであります。我々としましても、今後問い合わせがあったときはシルバー人材センターを紹介させていただきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） それでは、子育て支援についてちょっとお伺いしたいと思います。

無料化は難しいというようでもございましたけれども、2014年度から保育料の生活保護者らは無償、それでまた、子供が3人以上いる多子世帯では第2子が半額、第3子が無償化になり、所得制限もなくなりました。しかし、これらは皆全て国の施策ですよね。尾鷲市独自の施策ではありません。

幼児教育は、その子の人格をつくる上で1番大切な時期だと思います。子供の人生に大きく影響するのではないのでしょうか。幼児教育の大切さというものは市長も同じ認識だと私も確信しております。保育所に通わせたくても家庭の経済的な理由によって通わせられない、そういう家庭もあります。また、パートで働いても保育代でみんな消えてしまう、そういった意見もよくお聞きします。

こういうことからして、幼児期からして親の所得格差が子供の学力格差につな

がっていつているんじゃないか、そのように思います。希望する全員に幼児教育を受けさせてあげたい、そうは思いませんか。どうでしょうか、市長。お答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、小川議員が言われたように、今は保育園、幼稚園に同時に在籍する場合は、2人目半額、3人目が無償という国の制度にのっとってやっているわけですがけれども、確かに幼児教育というのは、これからの尾鷲を担っていただくおわせ人づくりのためにも大変大事な問題でありますけれども、しかし、現実に今、保育料としては9,000万を超すような保育料、月でいいますと800万ぐらいなんですけれども、そういった中で例えば2人目を無償にするとか、全額無償は9千何百万は要るわけですがけれども、2人目を無償にするにしても半分ほどの市の負担がふえますので、なかなか難しいところでもあります。何らかの形で子育て支援、あるいは子供たちの保育環境の改善は図らせていただきたいと思っておりますけれども、全員無償というのはなかなか大変であると思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 財政の厳しいのはわかります。厳しいからこそ、今やらなければいけないというのもあります。それで、一つ提案させていただきたいんですが、それでは、第2子以降を無償にするとか、今、第1子がカウントするときに小学校に入る前までですか、それを第1子のカウントを児童手当と同じように18歳まで上げるとか、そういうのをやってみたらどうかと思うんですけど、もしそれが今、試算ができていけるのなら、ともにお答えください。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 試算を御説明いたします。

現行の国の制度に基づいて計算しますと、9,360万円ほど保育料が必要なのですが、御提案にあります第1子の考え方を18歳以下の児童から1番目、2番目、3番目というふうに考えますと、例えば保育園に現在1人だけいるけど、その子が3番目としたら無料になりますので、そういう考え方で計算しますと、市の負担が3,120万円ほど負担がふえればそういうことが行えます。ですので、市の負担は3,120万円ふえるとお考えください。また、第2子を無料にしますと、1年間で1,320万円ほどの市の負担がふえる試算が出ております。以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 厳しいのはわかりますが、その第2子から無料で1,000万ちょっとですか、もうそれぐらい、それぐらいと言ったら語弊がありますが、やって尾鷲独自の、今地方創生でやっているときですので、それぐらい、そういう言い方をしてはだめですけど、やってみてはいかがなんでしょうか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、地方創生では、子育て支援として紙おむつを第3子以上の方に1人月3,000円を支給しております。私も最近知って、本当にうれしく思ったのは、尾鷲でも6人子供を産んでいただいている家族が今、2世帯あるんですね。これは、本当に私も大変うれしくなって、そういった紙おむつとか、日常のミルクとかそういったものについて支援を広げることができないのか、あるいは、その紙おむつ代をもっと拡充できないのかとか、そういったものについてはさらに議論して対応させていただきたいと思っておりますけれども、なかなか保育料を無料というところまでは現在の財政状況ではなかなか難しいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） なかなか難しいということで、じゃ、つかぬことをちょっとお伺いいたします。

市長は、以前、子育て日本一を目指すと言われてました。ところで、今、1,800ぐらいある自治体の中で今何位ぐらいですかね、尾鷲市は。子育てしやすいまち。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何位という話はようしませんけど、まだまだ下のほうだと思っております。ただ、座談会等で子育てをみんなで支えていこうというような動きが出てきたということは大変我々としてもうれしいことですし、この動きを支援し、あるいは連携し、さらに進めていきたいと思っております。尾鷲は子育てしたいまち、子育てしやすいまちに何とかするように頑張っていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、出産祝い金について、先ほども難しいようなことを言われましたけれども、現在、尾鷲市では第3子以降を出産される方というか、生まれる数が1年間

に15人から20人ぐらいおられます。50万出してもいいんじゃないかとも思うんですが、例えば、出産祝い金じゃなくても支援金として5歳まで、年に10万円支給するとした場合、150から200万で済みますよね。年々ふえていくわけですけども、年間18人生まれたとして、5年目で900万、これを多いと見るか、将来のために少ないと見るかは市長次第だと思います。

先ほども言いましたけど、第2子の壁というのは経済的負担でございます。これをやることによって、2人目、3人目を出産される方もいるのではないのでしょうか。市長も御存じのとおりフランスが出生率をV字回復させた要因というのは、ワーク・ライフ・バランスというのがありますけれども、第1の要因は子育ての支援金の拡充でございます。IターンやUターンもふえると思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、私が把握している出産祝い金につきましては、大紀町さんが本当に手厚く出産祝い金を出していますし、東紀州では紀宝町が出しているというふうに聞いております。私としましては、子育て支援について、それは市としてその政策を拡充するということは大変大切な話でありますけれども、それが実際に出産祝い金が望ましいのか、もっとほかに尾鷲らしい支援の仕方があるんじゃないかということも含めて一度議論をさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 私は決してむちゃなことを言っているつもりはございません。人口は1人ふえると地方交付税がざくっとでございますけれども、20万ふえるようでございます。ちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか、財政課長。聞いていただいてよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 地方交付税における人口増加の影響についてなんですけど、人口といいましても年齢によっていろいろさまざまなものとなっております。平成25年度の地方交付税におきましては、最低で13万円程度、その部分は児童であつたり、高齢者であつたり、より影響額の大きいものがあります。そういう部分を加味しますと13万円以上、最低でも13万円は影響があると思われれます。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 私が聞き取りに行った場合のときと、13万と、ざくっと2

0万と前、お伺いしたと思うんですけど。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 済みません、20万円という御質問に対して、平均をすると20万円になる可能性が十分ありますというお答えです。済みません、13万円というのは最低限度13万円上がるということで、年齢が若い生徒さんであったり、児童であったり、園児であったり、それか高齢者であった場合はより多い算定になりますので、そういうものを平均した場合は20万円にも到達し得るというお話です。失礼しました。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 例えば、4人家族が尾鷲に移住されて、3人目を出産されたら、先ほどのじゃないですけど、20万と勘定した場合にざくっと100万ふえるじゃないですか。財源はあるじゃないですか、市長。もう一度お答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 我々もその辺は把握はしておりますけれども、しかし、先ほどから言わせていただきますように、その形が出産祝い金として送らせていただくのが妥当なのか、しかし、そうじゃなしにもっと尾鷲らしい支援の仕方があるのではないかということも含めて議論はさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 地方創生の最大のテーマは、やはり人口減少対策でございます。やはり、ここ二、三年が私は勝負だと思っております。尾鷲市だけでなく地方創生の名のもと、日本国中が人口獲得ゲームと言ってもいいほどです。人口獲得のためにさまざまな魅力ある施策を、インパクトのある施策をどんどん打ち出してくると思います。

尾鷲市は学校の耐震化も整備しました。学校の避難路も整備しました。安心安全の教育があります。自然環境も豊かでございます。それに、公共施設はみんな市役所も学校も歩いていけるコンパクトシティでございます。あとは、思い切った子育て支援策だけです。それだけあれば、本当に子育てしやすいまちになるんじゃないかと思います。移住者もふえるんじゃないでしょうか。あとは、市長の決断一つだと思います。言葉も悪いかわかりませんがインパクトの弱い施策をちまちまやっても後手後手に回り、ただ負けるだけではないんでしょうか。市長の決断に期待いたしまして、次の困窮者制度を二、三、伺いたいと思います。何か答弁ございますでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 空き家バンクのおかげで今、26人ふえております。この流れを何とか尾鷲に引き寄せたいというふうに思っております。インパクトのある施策についても打ち出していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） もうそろそろ時間もなくなってまいりましたので、ちょっとまだ聞きたいことがたくさんあったんですけど、最後に一言だけ、生活困窮者自立支援制度、本当にいい制度ができたと思っております。昨年9月でしたか、千葉県で起きた事件の中に、公営住宅に入っていた親子が家賃滞納によってこの公営住宅を追い出された。そして、その母親が子供を窒息死させたという事件がありました。新聞報道でも生活困窮者、なぜ助けられない、なぜ救えない、そういう見出しで大々と載っておりました。それは庁内の連携が密であれば防げた事故ではなかったのかというふうにも書いてありました。

そこで、最後に、庁内の関係部署が密接な連携をとり、住民税や水道料金の滞納などの情報をもとに、生活困窮者の早期発見と、また、その相談窓口が生活保護への水際作戦を担う防波堤とならないようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 答弁はよろしいですか。いいですか。

ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時10分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、中平隆夫議員。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 先ほどの小川議員の気持ちがよくわかりました。眼鏡をかけないとちょっと裸眼ではまずいようですね。平成27年第1回定例会に続きまして、今定例会におきましても抽せんにも恵まれず大トリとなってしまいました。今定例会でもきのう台風の影響で1日延びたりとか、第1日目、2日目、いろいろ紆余曲折とかあったわけですがけれども、前回の第1回定例会のときも私、言わせていただきました。終わりよければ全てよしということで、岩田市長の明快かつ明確な快刀乱麻を断つような御答弁を今回期待しております。その第1回定例会

と平成26年の第4回定例会、最終的には何と申しますか、少し感情が入ったようなやりとりに終始してしまいましたので、今回はそういったことがないように私も気をつけてさせていただきたいと思っております。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、今後の防災への取り組みについて、生活インフラについて、地方創生についての提言、以上の三つでございます。一見、全く関連性はなさそうに見えますけれども、しかし、実際にはそれぞれがリンクし合い、今後、尾鷲市で生活していく上におきましては欠かせない要素であるということは皆様、御理解いただけたらと思います。

では、まず最初に、尾鷲市における今後の防災への取り組みについて質問をさせていただきます。

まず、エリアワンセグについてお尋ねいたします。

エリアワンセグは本年度中、つまり平成28年度3月末をもちまして市内の全戸に配られ供用予定でございますが、市民からいつになったらアンテナを取り付けに来てくれるのかとか、何月に来てくれると言われたんやけれども、その後何カ月も放置されているとか、そういった不満の声がかすぶっております。これはどういった状況にあるのか、詳しく御説明いただきたいと思います。

次に、避難路や避難タワー等についてお尋ねいたします。

私自身が所管の総務産業常任委員会から生活文教常任委員会に異動したということもございしますが、この件に関しまして少し情報が僕自身に入りにくくなっております。群馬大学の片田教授に委託し、それをもとに防災計画が立てられているということは重々理解しておりますけれども、今年度も既に5カ月が経過しております。国からの補助金等の兼ね合い等あると思っておりますけれども、依然として海側に住まれている市民の方々からは、どうなっているのかという不安の声が上っております。市長におかれましては、この問題についての今後の見通しを明確にお答えいただきたいと思います。

さて、続きまして、尾鷲市の生活インフラについてお尋ねいたします。

市長におかれましては、今年度より市政懇談会を再開されました。今のところ輪内地区が中心のようですが、各地域からももちろんさまざまな要望等が出ております。今、尾鷲市ではUターンやIターン、市外からの移住者の獲得等、空き家バンクを中心に施策を展開しているわけですがけれども、別の視点から見ますと、市内からの転出を防ぐという施策も重要なのではないのでしょうか。そこに

住まわれている方々が不便さを感じている、いわゆる生活インフラの整備のおくれがとても目立つように思われます。

例えば、早田地区からはむき出しの水道管の話が出ておりました。これはあくまで新聞報道で見た限りですけれども。私ども市議会でも毎年4月、10月に議会報告会を行っておりますけれども、平成25年10月にこの水道管で困っているというお話は早田のほうに出向いたときに、これは議会報告会です、私も聞いております。これはあくまで私自身が初めてその場で聞いただけかもしれませんが、もしかしたら以前よりそういった要望というのはあったのかもしれませんが、私ども議員には予算の編成権というのがありませんので、善処します、あるいは、行政にやっていただけるように要望します、それ以外に答えようがありません。事実、そういった要望をしているわけですけれども、声を聞く限り未解決のままのようです。この早田の例はあくまで一例ですけれども、各地域にさまざまな悩みがあり、例えばトイレに関する問題等もよく言われております。

全てを同時に整備するという事は、尾鷲市の財政等を鑑みたとき、これはかなり困難であるということは我々も重々理解しております。しかし、先ほどの避難タワー等の話もそうですが、いつぐらいまでにとか、そういった希望、それがあれば辛抱、我慢というのも可能でしょうけれども、いつになったらやってくれるんやろう、市は何もしてくれんということに、こういったことでは中で不信感が募るばかりで、なかなか物事は前に進まないと思います。

今現在決まっている、あるいは予定されているインフラ整備計画がありましたら、ぜひともお示しいただきたいと思います。

最後に、地方創生に関する提言です。

尾鷲市は、尾鷲市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、市長を中心にいわば生き残りをかけて地方創生に取り組まれるわけですけれども、私ども議会でも地方創生特別委員会を立ち上げ、これからの尾鷲市の将来のために行政、民間と手を携えて、オール尾鷲で取り組んでまいる所存でございます。

市長からも議会に対して地方創生についていろいろ提案してほしいとよく言われます。今定例会中、三鬼孝之委員長を中心に特別委員会のほうで地方創生に関する提言、提案を取りまとめる予定ではございますが、せっかくの機会でございますので、この場で一つ具体案を提案させていただきます。

尾鷲市に看護学校の設立を目指すという案はいかがでしょうか。中学校卒業後、すぐに看護学校という道は、例えば県内では桑名市、あるいは名張市、そういっ

たところまで行かないとこれは不可能なわけですが、しかし、ここ尾鷲市にあれば尾鷲市のみならず東紀州全体をカバーすることが可能ですし、保護者の負担もかなり軽減されます。もちろん高校卒業後の看護学校という選択肢も当然考えられますし、もし可能であれば、ぜひとも検討していただきたいと思います。

また、あわせて介護のための専門学校等も同時に設立、医療、福祉に取り組む地方都市という位置づけで市内外にアピールする、そういったイメージを私は持っております。尾鷲総合病院を初め研修等の環境も十分そろっていると思いますし、市長、いかがなものでしょうか。国の示す地方創生プランの中に教育関係、関連施設の充実がございます。決して不可能ではないと思いますが、課題点その他ございましたら御答弁をいただきたいと思います。

壇上からは以上です。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） エリアワンセグ専用端末機の現在までの設置状況につきましては、平成25年度基盤整備に伴い、防災、医療、民生委員、自主防災会等の防災関係者の皆様への受信確認を兼ねて940台を設置いたしました。また、平成26年度の設置状況につきましては、災害時に想定される孤立地域や浸水地域の方及び聴覚障害者の方を優先に、3,500台の設置作業を実施いたしましたが、より確実な受信確認を行うための外部アンテナの設置や不在世帯の対応により作業がおくれておりました。去る5月の全員協議会におきましてエリアワンセグ専用端末機の設置作業がおくれているとの状況報告を行わせていただき、おこなっている設置予定地区に対しましては各区長、自治会長の協力を得て、回覧等によって9月中の設置を周知し、御理解をお願いしたところであります。現在の設置状況につきましては、予定どおりほぼ完了しており、配付済みの中でも不在であった世帯に対しましては連絡がとれ次第、作業を進めてまいります。

次に、避難タワー等の避難施設につきましては、既に群馬大学片田教授の御協力のもと、津波避難支援業務におけるシミュレーションの中で被害軽減効果の高い設置候補箇所を抽出しております。このシミュレーションの考え方については、昨年5月に片田教授より議員の皆様にも説明いただいております。現在はシミュレーション結果を考慮しつつ、避難施設の設置が実現可能な市有地を中心に候補地として検討しているところであります。具体的には、第三保育園、矢浜保育園の移転後の用地や野地乳児保育園の跡地などの市有地を活用できないかと考えて

おります。

また、シミュレーションで被害軽減効果が高かった中井町や北浦町周辺につきましても、設置候補地を模索しているところであります。これらの避難施設につきましても、南海トラフ特措法による国庫補助のかさ上げを活用できるよう、平成27年度中に整備計画を策定し、平成28年度からの3カ年での整備を目標に作業を進めてまいります。

また、避難施設の被害軽減効果につきましても、住民の皆様の迅速な避難行動があつてこそ最大の効果を発揮いたしますので、これまでの防災意識の啓発といったソフト対策も継続しつつ、ハード対策も含めた総合的な防災対策を進めてまいります。

次に、早田区の露出配水管につきましても、夏は熱い水が出て、冬は凍結するというところで、昨年度、早田区から水道部に対策の要望があり、水道部で耐熱及び断熱の保護対策を少しずつ進めているところでありますが、地元からの強い要望を踏まえ、私から水道部に対し露出配水管の保護対策を改めて指示したところであります。

次に、看護学校等の設立、誘致についてであります。

議員御提案の看護学校等の設立、誘致につきましても、看護師不足の解消や地元での進学機会の確保はもとより、多くの学生が集まることで中心市街地の活性化、にぎわい創出、定住対策など相乗効果が生まれ、大きな経済効果が期待できます。

しかしながら、幾つかの課題もあると考えております。

まず、1点目は、教員の確保であります。学校を運営するためには最低でも学校長1名、専任教員、教務主任合わせて8名、事務職員1名が必要であります。専任教員は看護師として5年以上従事し、かつ、最低でも全日制で1年間の研修を受ける必要があるため、有資格者が全国的に少なく、確保することが難しいのが現状であります。また、3年間で97単位以上、3,000時間以上の講義、実習等を行わなければなりません。そのうち、基礎分野においては倫理学、情報処理、文化人類学、心理学、外国語、教育学、社会学等を受講する必要があり、外部講師等を招聘するとしても専門性が高く、継続的に講師を確保することが困難であると思われれます。さらに、専門分野においては、医師による講義、実習等のため、新たに看護学校の教員医師を確保する必要があります。

本市におきましても、昭和30年代から約20年間、尾鷲総合病院に准看護師

養成所がありましたが、基礎分野、専門分野ともに教員確保が困難となったため廃止となった経緯があります。

次に、2点目は、運営財源であります。県内で唯一、自治体病院が運営する名張市立看護専門学校の毎年の収支では、収入が入学金、授業料を合わせて約2,000万円に対し、収益的支出、資本的支出を合わせて約1億5,000万円で、差し引き約1億3,000万円は一般会計からの繰り入れで賄っている状況であります。

次に、3点目は、施設整備であります。看護師国家試験の受験資格を得るためには、最低3年間就学する必要があります、そのための施設基準が定められております。標準的なものでは、普通教室3室、実習室、在宅看護実習室、調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室、情報処理室、図書室、体育館、保健室などの整備、また、教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書についても基準が定められており、これらの整備費用が必要となってまいります。

これらのことから、看護学校の設立につきましては解決すべき課題が多いのが現状であります。また、介護専門学校につきましては、現在、県内には津市などに5校があり、2年制で主に介護福祉士を養成していますが、定員に満たない状況にあると聞いております。その理由の一つとして、介護にかかわる職種にはケアマネジャーやヘルパー、介護福祉士などがありますが、その多くは介護施設等で働きながら実務経験を積み、その後、資格を取得するケースが多いことが挙げられ、当地域での資格取得者も同様であります。

今後も需要が見込まれる医療、介護につきまして優秀な人材の確保は重要であります。本市におきましては、消滅可能性が高いまちとして該当しており、特に若い世代の定住・移住施策が人口減少対策に大きく影響を与えることから、議員御提案の看護学校等の設立、誘致が行えれば人口増及び定住・移住者の増につながり、地方創生の観点からも地域活性化への効果は大きいものと考えております。しかしながら、解決すべき課題も多いことから、今後の検討課題とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） もう聞くことがないぐらいの丁寧な御答弁をありがとうございます。

まず、それでは、エリアワンセグについてですけれども、先ほどのお話ですと、この9月中にはほぼ大体オーケーになると、そういった認識でよろしいんでしょう

か。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 先ほどの市長の答弁のとおり、8月末現在で約110件程度が残っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） じゃ、この110件につきましても、9月中に間違いなくできると。もちろん留守宅とか、そういったことで多少なりとも時間差ができることはありますけれども、少なくとも今年度中にはもう間違いのないということによるしいですね。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 現在進めておりますのは26年度に配付した分でございますので、もう27年度の分ももう9月末から施工に入りたいと考えておりますので、もうできる限り26年度分は終了させたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 私が質問させていただきましたのは、26年度分ということではなくて、全てのワンセグについてということでございます。そうしますと、27年度分について配付した分といいますか、これはまだ大体、旧町内が中心だと思っておりますけれども、それにつきましては、めどというのは、じゃ、どういったことになっておるわけでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 27年度分の端末機につきましては、春の4月に入札を行いまして、今月中から納入が始まります。それをもちまして、27年度分につきましては随時、もう持ち回りをしながら、年内には各家を1度は訪れたいというところで、業者は後追いでそれを埋めていくという形で、ただ、先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、不在とか連絡がとりにくい方につきましても年度末をもって全て完了したいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 具体的な数字としては、27年度のまだ配付していないところというのは何軒ほどあるわけですか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 27年度の分については、まだ1軒もございません。これから機械のほうが入りますので、それをもってスタートをかけたい

と思っております。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ちなみに、27年度の台数は3,500台であります。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） これは、外注ですね。外注というか、外に発注して、そのアンテナ等のあれというのはやられているはずなんですけれども、これは、現在、何業者さんというか、1業者さんですか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 請け負っていただいている会社は1業者です。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 1業者さんの中で、内部で、チームを幾つか組まれてやられているんじゃないかなと思うんですけれども、今現在、何チームぐらいでやっているのかというのは把握していらっしゃいますか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 去年の設置からどんどん、やはり1軒ずつ回るといことと、アンテナ設置が必要な家庭も多いものですから、業者のほうも人員をふやして、現在4チームぐらいでやっていると聞いております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 4チームで動くとして3,500台ですか、3,500台ということは3,500軒というふうに解釈していいと思うんですけれども、これ、単純に3,600やったら、1日当たり90軒弱ぐらいのペースで回らないと、それはちょっとおかしいか。何か計算がちょっとできません。これは本当に間に合うんですかね。来年度中に。3月までに。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） これは、26年度の現状も踏まえまして、業者とはちゃんと話をしております、必ず3月末に終わらせるという確約はとっております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 済みません、数字に弱いところを露呈してしまいました。今、このエリアワンセグにつきましては、防災のためのという位置づけでやっているわけなんですけれども、現に、この議会放送等も今、放映されていますし、これが始まる前は、これは三重県知事の何か放送なんかもありましたですね、あれは

振り込め詐欺か何かだったでしたかね。今後、これは防災室長ではなくて、市長公室長のほうがいいのか、このエリアワンセグを今後有効に使っていくというような、そういったことで何か考えていらっしゃることはありますか。

議長（村田幸隆議員） 市長公室長。

市長公室長（北村琢磨君） エリアワンセグを使いました広報活動につきましては、現在、試験的にも各イベント、例えば、イタダキ市があるときなどでは、イタダキ市を行いますというようなことを試験的に行っております。また、エリアワンセグでは動画を使うということですので、音声などを含めた形で市民の皆様にお伝えしたいことをどのような形でやっていくかというようなことも考えていきながら4月には本格的に広報活動も使ったエリアワンセグ放送を行っていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 平成28年度からは、これはもう間違いなくできるように、そのあたりをお願いしたいと思います。

では、次に、避難タワー等についてちょっとお尋ねします。

先ほど設置候補地、これは市有地を中心にとということであれだったんですけれども、これ、今年度中にたしか本当は計画がまとまって、緒につけるといふふうに僕は思っていたんですけれども、そういうわけではなく、来年度からになるわけですか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 28年度から施工したいというところで、本年度国交省の補助メニューに加えて、内閣府の承認をいただいて3分の2の補助をとりに行くと言う流れで、現在、三重県さんのほうの担当部署と調整しながら申請に向けております。ですから、市長の答弁にありましたように、28、29、30の3カ年で3カ所、もしくは4カ所といったところを設置していきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） そうしますと、今年度、具体的な計画がじゃ、出てくるということで、そういう解釈でよろしいわけですね。そうしますと、大体いつぐらいの時期になりそうですか、それが出てくるのは。例えば12月議会なのかとか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 申請のほうがうまくいけば12月議会には報告で

きると思っております。もし、その前でも何かタイミングがございましたら、途中でも具体的なところまで行きましたら報告させていただきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） どうしても何か遅いなというような感じも否めないんですけども、補助等の関係等もあればいたし方がないのかなという部分もありますので、これは先ほど壇上からも言わせていただきましたけれども、例えば時期を明らかにする、候補地はさておき、これが1番の市民の方々の関心事ではないかと思うんですね、こういった問題に関しては、なかなか言いにくい部分はあるとは思いますが、できるだけそういったところを皆さんにわかっていただくという、そういった努力をしていただきたいと思います。

それと、避難路等につきましては、先ほど余り触れなかったんですけども、倒壊空き家等の問題がありまして、どうしてもそういった避難路を塞いでしまうような可能性なんていうのもあると思うんですけども、そういった危険な箇所といいますか、防災危機管理室のほうでは大体何カ所ぐらいあるかなんていう、そういったことは把握はしていらっしゃいませんか。

議長（村田幸隆議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（大和勝浩君） 具体的に何軒と言われましても、ちょっと把握はし切れておりません。ただし、先ほど小川議員さんの答弁の中にもございましたとおり、市内における倒壊のおそれがある空き家については、やっぱり避難の際に障害となる可能性が大きいということから、先ほど申しました空き家対策特措法にのっとり、また特定空き家等の指定による、言うたら行政指導の中で進めていくべきであると考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 僕はたまにですけど、散歩とか、そういったときにやはり、ここ、危ないとか、あと、よく夜ですと、ここは何で明かりがついていないんだろうとか、そういったことをよく思うんですよね。やはり、明かりのほう、電灯、これのほうの設置はまた今年度中に一応あれだったですかね。いろいろあると思うんですけども、今後もそういった危ないところ、危険なところ、避難しにくいところというのをまめに調査していただいて、また、もちろん予算等の関係もあると思うんですけども、ぜひそのあたりも市長、検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども小川議員に答弁させていただきましたように、やっぱり特定空き家につきましては、災害時に避難の支障となるということが懸念されますので、そういったものについては、特定空き家対策で十分対応をさせていただきたいなというふうに思っております。それから、避難タワーだけじゃなしに、やっぱり避難路というものが大切な話、避難路、あるいは避難場所というのが大切な話でありますので、この件に関しましても避難タワー同様に力を入れてやっていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 避難、この防災、こういったことというのは終わりが無いと思いますけれども、その都度、いろいろ対策を練っていただけてやっていただければなと思います。

それでは、次に、生活インフラ等についての質問に変えます。

先ほどの早田のほうの例というのは具体例であるわけですがけれども、生活インフラ、これ、しっかりとやはりその土地の方々がちよっと不満に思っている、そういったときに、よその人をやはり引き込もうとしましても、どうしても無理があるんじゃないかと。そういったところでちよっとその辺を聞いているわけなんですけれども、市長、その辺に関してはいかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 人口をふやそうと思ったら、移住によって尾鷲に来ていただくということも大事でありますけれども、しかし、今住んでいる方が引き続きずっと長く尾鷲に住んでいただくことが大事でありますので、そのために生活インフラというのは物すごく大事な話であります。現在、かなりの部分でその生活インフラが老朽化している部分がありますので、それに対して長寿命化対策、そういったもので今、いろんな形、道路、橋とか対応しようとしておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 以前に、私、トイレの問題、これをちょっと質問させていただいたことがあると思うんですけれども、これはちょっとした例なんですけれども、私のところは坂場で商売をやっているわけなんですけれども、おととしの冬ぐらいだったですか、10人ぐらいの方がうちに来て、ざっと並んだことがあったんですね。これは熊野古道、馬越峠を歩いてこられた方なんですけれども、男

女合わせて10人ぐらい。そのときに思ったんですけれども、おりてきて、例えば馬越峠の上のほうにはトイレがあるわけですね。しかし、下へおりてきたときにあるのは北浦の児童公園にはありますけれども、例えば、そこへ誘導するような看板等も何か見たことはないとか。逆に、中井町のほうへ行けばいろいろトイレをあれしているまちの駅とかありますけれども、逆に神社側に来たときにそういったものというのは余り目につかないんじゃないか。例えば、尾鷲神社にはまちの駅という看板が出ていますけれども、じゃ、そこでトイレを使ってくださいというような看板があるわけじゃなし、案内があるわけじゃなし、そういったことでずーっと歩いてきた方が、ここに公共施設ではないですけれども、わかりやすい施設としてうちがあったので利用したんじゃないかなと。

ですから、これ、今後はおもてなし条例等もつくりまして外からの方をおもてなしするという観点から、例えばまちの駅に関して、まちの駅は民間がやっておるわけですけれども、例えば市のほうの援助で、ここでトイレ休憩できますという、そういった看板をあれするとか、あと、いろんな案内をつけるとか、そういったことというのは可能じゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 馬越峠を歩いてこられた方は、トイレとしてはまあまああるわけですけれども、その場所がわからないという問題がありますので、例えばパンフレットとか、ホームページとか、そういったものでトイレの場所を知っていたくということは大事な話でありますので、そのことはこれから考えさせていただきたいと思っております。それから、まちの駅については、今、25駅あるわけですので、これにつきましてもトイレの、例えばそのまち駅のパンフレットの中にトイレの利用も可能ですよというような表示もできるのではないかということで、これから考えさせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） ネットとか、そういったホームページとかということではなくて、実際に御自分で、例えば自分が歩いたときに、例えばそういったものをここにあれがあったとかというんじゃないなくて、歩いている最中に目につくようなものはどうかということを行っているんですけれども。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だから、それはそのパンフレットというのは一例でありまして、歩いていただく方がトイレの位置を確認できるようなものを、それは一例でパン

フレットやったり、ホームページということをおっしゃっていただいたので、そういったものについて考えさせていただきたいということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） そういったものというのは、それはホームページとかというそういう意味のそういったものですか。じゃなくて、自分が今提案させていただいたみたいな目に見える看板って、そういったそういう意味ですか。ちょっとわかりにくかったので……。

議長（村田幸隆議員） 中平議員、大変恐縮ですが、ちょっと質問要旨がずれておるように思いますので、ちょっと修正をお願いしたいと思います。

3番（中平隆夫議員） わかりました。

議長（村田幸隆議員） 市長、ただいまのことについて答弁してください。

市長。

市長（岩田昭人君） トイレの表示も含めて看板とするのがいいのかどうかも含めて、要するに歩いていただく方がトイレの位置を知っていただくような方法をいろんな形で考えていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 注意を受けましたので、少しあれですけれども、輪内地区で、またしつこくトイレの問題を聞きますけれども、水洗のトイレは曾根と賀田と、あと三木里海岸ですね。あと、梶賀とか、九鬼とかというのは、例えばの話、古江とか、そういったところには水洗トイレ等というのはなかったように記憶をしているんですけれども、こういったところも地区から要望とか出ているんですけれども、その辺は御検討をいただけることは可能でしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、トイレについての補助というのはなかなか難しいことがありますし、トイレそのものを3次処理ぐらいまで備わったトイレを建てようと思ったら3,000万ぐらいかかるんじゃないかなというふうに思っております。そういった中で、コミュニティセンターの建てかえもしていかなければなりませんし、そのコミュニティセンターを利用していただく、あるいは、まちの駅に参加していただいて皆さんが利用していただくような方法、とりあえずは現在の施設の中でトイレがどういうふうに利用できるかということを考えていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3 番（中平隆夫議員） もちろんそういったところを利用していただくのは当たり前
といえば当たり前なんです、でも実際にはコミュニティセンター等は夜には閉
まってしまいますし、よくこれも聞く話なんですけれども、尾鷲には夜間、魚釣
りとか、そういったことに来られる方なんかも多いです、ですので外づけのト
イレといいますか、そういったものというのはやはりある程度必要なんじゃない
かなと思っております。

それと、金銭的なことです、財政的な問題ですけれども、大きな事業といいま
すのが、もちろん保育所の建てかえですね。コミュニティセンター。そういった
大きなインフラの整備が終わりましたら、ある程度、財政的にもそういったとこ
ろに手をつけることは可能なんじゃないかなというふうに思ったものですからお
尋ねしているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 大きなインフラ整備が終わったらと言いますが、限りなくあ
りますよ。この市役所もそうですし、体育館もそうですし。いつになったら私は
終わるかちょっとめどが立っておりません。そういう中でトイレについてどうい
うことができるかというのは、やっぱり議論はしていかなければなりませんけれ
ども、公共施設を含めて、今からこれからずっとかなりの期間、施設整備を進め
ていかなければならないという、本当に今思うと苦しい思いがずっとあります。

議長（村田幸隆議員） 3 番、中平議員。

3 番（中平隆夫議員） 市役所とか体育館の建てかえが必要ということは私も重々わ
かっておりますけれども、そうしますと、これも今ちょうど話が出ましたので、
市長が在任中にこういったことに手をつけられるということもお考えなんでしょ
うか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私の任期は今、もうあと 2 年もありませんので、その中で、じ
ゃ、トイレまで手をつけられるかという、これはちょっと無理だと思っており
ます。もっとやるべきことがたくさんありますので、トイレまでは手が回らない
と思います。

議長（村田幸隆議員） 3 番、中平議員。

3 番（中平隆夫議員） じゃ、その辺につきましては、これ以上の質問は終わりたい
と思います。

じゃ、最後に提案させていただきました看護学校等について、いま一度お尋ね

いたします。

かなり困難ということで、私もそれは困難であるということは重々承知しているわけなんですけれども、困難であるからといって、じゃ、できないのかというと、これは可能なのか、不可能なのかということをもまず1番最初にお尋ねしたいと思います。困難ではあるけれども可能なのか、それとも不可能なのか。まず、その1点からお伺いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） どういう意味で可能か、不可能かと言われておるかちょっとよくわかりませんが、不可能ということはありませんね。可能だと思います。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 可能か、不可能かって、設立が可能か、不可能かというその1点しかないと思うんですけれども。仮に、困難ではあるが可能だということで、先ほど市長のほうからもお話がありましたけれども、いろんなメリットですね。メリットというのは私もいろいろ調べて持っているわけなんですけれども、例えば、1学年、例えばの話ですが100人程度、3年であれば300人ですか、5年であれば500人かもしれませんけれども、こういった受け入れ体制の先ほどお話がありましたね。施設は、僕の頭にあるのはくろしお学園なんですけれども、ですからくろしお学園をそういった形にして、そうしますと、あそこは当然、県立なわけですから、県立で県からの要するに県立として誘致できないかという、そういったところが1番頭にあるんですけれども、それはいかが、可能でしょうかね、不可能でしょうかね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 鈴木知事が2期目に出馬したときに公約集をいろいろ出していますが、その中でいろんな学習機会をこれから一生懸命やっていくという中で、例えば公立の学校のいろんな種目の増加等を言っております。だから、その中で一つの考え方として看護科というようなものが考えられるのではないかなというふうに思っておりますが、具体的に鈴木知事が挙げている科目がありますので、我々としてはそっちのほうもお願いをしていくことになるんじゃないかなと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） お願いをしていくといいますか、今、ちょうど官民、三位一体になってリプレースの問題なんかに取り組んでおりますけれども、これなんか

不転の決意でということをやっているわけですよね。例えば、ですからその本気度といいますか、これは余りだめなんじゃないか、だめだというようなことであれば、私もそうかなということも提案をしても残念だったなということになるわけなんですけれども、もしこれが実現したときに、尾鷲市にとってすごいメリットがあるんじゃないかという、そういったふうにもし仮に思っただけなのであれば、お願いするということではなくて、どんどんどんどん出向いてこちらのほうに誘致するという、そういった気持ちというのが、これはすごく大事なんじゃない、これにかかわらずですけれども、その辺、市長いかがですかね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 看護学校については今回この一般質問で中平議員に提案を受けただけでありますので、これから議論はしていかなければならないと思っておりますけれども、大変厳しいのではないかなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） それと、これは看護学校についても一つ僕は腹案があるんですけれども、これ、東紀州全体を一応ベースに置いたわけなんですけど、例えばの話、今の日本国、国として見た場合に、これ、看護の人って足りないですから、例えば親日本国であるベトナムとか、インドネシアであるとか、フィリピンであるとか、そういったところと国同士の例えば提携している、これは病院長に聞いたほうが早いんですかね、そういったもの、たしかあったと思うんですけれども、いかがですか。なかったですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、制度としてありますよね。EPAという制度ですね。経済連携協定というのがありますけれども、これはあくまで日本に来て学校で学んでいただいてという話じゃなしに、既にベトナムとか自国で資格を取得した人が対象だと聞いております。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） 今、対象につきましては市長が答弁させていただいております。実際、看護師の研修生の面で御答弁させていただきますと、現在受け入れられている日赤のほうにつきましては、語学の習得について1番課題となっておりますということから、皇學館大学の御協力を得て語学研修を行っているという状況で、まずその辺、市長が申しましたことのクリアと語学の研修、その辺がまず課題としてあるのではないかと、このように考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） 今、語学の話が出ましたので、外国人の方といいますと、どうしても治安等の問題等も鑑みないといけませんのであれですけれども、そういった方を例えば積極的に受け入れて、そうしますと、今言われたような語学、これは学校としては例えば伊勢の場合でしたら皇學館大学があるわけですが、尾鷲にはそういったことはないわけですが、そういった方々を、じゃ、民間で教えることというのは不可能なのかどうか。例えば、そこにそういったあれがあれば、微々たるものかもしれませんが、一つの産業というのでもできると思いますし、その教えるという。当然、1人じゃ教えられないでしょうから、雇用もある程度あるのではないかと。そして、そういったことを教えられる素養を持つ方というのは、市内にもかなりたくさんの方がおられるんじゃないかなということで、先ほどの話で、看護の専門的な人材確保がすごく難しいという議題もありましたけれども、やはりその辺は困難であるということ、困難だから、困難だからということであれば、尾鷲市が抱えているいろんな問題というのは全て困難なことであって、困難であるからということであれば、ぜひと思っているんです。

実際、来週に地方創生特別委員会がありますので、そちらのほうでも私、これをちょっと実際、提案させていただいておりますので、今、具体的にどうのこうのというのは、この場ではちょっと一般質問ですので避けさせていただきますけれども、実際に少し資料を用意して、プレゼン的なものができればなと思っています。ただ、その場合、特別委員会のほうでこれはだめだということになりましたらあれですけれども、もしそこで取り上げられるようなことがございましたら、ぜひとも市長、この案を御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 特別委員会の中でどのような形になるかわかりませんが、提案していただいて採択というような形になるのか、その辺はちょっとわかりませんが、議会でこれはいこうという話になったら、それもしっかりやらせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 3番、中平議員。

3番（中平隆夫議員） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

以後、変更いたしました会期日程のとおり、あす11日金曜日には、午前10時より総務産業常任委員会、14日月曜日には、午前10時より生活文教常任委員会を開催していただき、生活文教常任委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午前11時59分〕